

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成25年12月9日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

久朗津尚代, 坂本俊治, 鈴木壽美子, 田中 実, 萩原綾子, 村松昭彦, 森 則夫, 山内真一, 山本雅昭(以上学識経験者), 黒柳安生(以上弁護士), 天日崇博(以上検察官), 長谷川憲一, 生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

松浪聖一(裁判官), 布目真利子(裁判官), 宮城英夫(事務局長), 古賀正弘(首席家庭裁判所調査官), 小磯 治(首席書記官), 結城正彦(次席家庭裁判所調査官), 田村泰志(次席家庭裁判所調査官), 杉原徳美(次席書記官), 杉山佳紀(事務局次長)

(庶務)

櫻井博三(総務課長), 太田広幸(総務課課長補佐)

4 議事内容等

- (1) 第6期第1回目の委員会であることから, 新任委員4名及び再任委員9名の各委員から自己紹介がされた。
- (2) 前委員長が退任のため, 家庭裁判所委員会規則に基づき互選により村松昭彦委員が新委員長に選任された。
- (3) 家庭裁判所委員会規則に基づき長谷川憲一委員が委員長代理に指名された。
- (4) 家庭裁判所における手続や静岡家庭裁判所の現状等について, 松浪裁判官から「家事関係の事件について」, 布目裁判官から「少年事件について」, 小磯首席書記官から「家事・少年の各事件動向について」, 古賀首席家庭裁判所調査官から「家庭裁判所調

査官について」，それぞれ説明がされた。

(5) 各委員から次のような質問，意見が述べられた。

(○印：委員発言，◇事務担当者発言)

- 家事事件の増加により仕事が増えているが，裁判所として何か対策はあるか。
- ◇ 近年は，地裁の事件動向が落ちついているため地裁から家裁への人員シフトで対応しているが，裁判所の限られた人員の中でいつまでもシフトできるものではない。
- 成年後見事件で継続している件数はどれくらいあるか。
- ◇ 配布している「家事事件の動向（新受）」が参考になるが，未済件数は管内全体では4，800件程度で，件数同等の4，800人の被後見人がいる。
- オーバーワークの感があり，バランスがよくない。裁判所から声をあげて，新たなシステムや制度を作る必要があるのではないか。
- ◇ 後見事件は，被後見人が亡くなって事件が終局するので，今後とも増加傾向は継続していくものと思われる。
- 少年事件においては成人事件と異なり，全件家庭裁判所送致になるのか。
- ◇ そのとおりである。
- 少年の集団講習について，共犯者と顔を合わせることとなり，その方法については問題があるのではないか。
- ◇ 少年に対する教育的な措置については，集団講習と調査官の調査において行う個別的な働きかけがある。共犯者が多い場合は，個別的な働きかけで指導していくケースが多い。集団講習の対象は，比較的軽い犯罪や共犯者と切り離せる事件となる。共犯者の問題よりは，少年の特徴等により指導的働きかけを行っている。
- 少年の再犯率についてデータはないか。
- ◇ 成人と異なり20歳を超えることでデータはなく，再犯率はとりにくい。

- ◇ 感触ではあるが、初めてが3～4割程度で、2回以上が半分以上あるのではないか。
- 人口比にもよるところであるが、浜松支部における少年、家事事件とも割合が多いことについて、話をしていることはないか。
- ◇ 地方自治体が裁判所の制度的なアピールをしていることがあるかもしれない。裁判所からパンフレット等も自治体に送付、案内をしているため、協力していただいていることが考えられる。
- 家事事件については、そのようなことも考えられるが、少年事件についてはどう考えるか。
- ◇ 東京高裁管内における各裁判所支部の新受件数では、平成24年度では沼津支部が4番目、浜松支部が5番目、平成25年度現在では浜松支部が3番目となっている。少年人口がどれくらいであるかも見なくては行けないが、地域特性が考えられるかもしれない。
- 家庭裁判所調査官職における転勤のサイクルはどうなっているか。
- ◇ 全国均一のサービスを提供するため全国異動が原則であり、およそ3～4年サイクルで異動し、大規模庁、中規模庁、小規模庁をそれぞれ経験させている。

5 次回テーマ及び期日

次回テーマは「成年後見制度について」とし、次回期日については、来年2月開催とし事務局において改めて調整の上で決定することとなった。